

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、千葉県内の福祉関係団体が連携して活動を行うため、千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模災害 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害
- 二 避難所等 一般避難所、福祉避難所
- 三 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児の他、避難所等での生活において特別な配慮を必要とする者
- 四 千葉県災害福祉支援チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害において避難所等において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- 五 チーム員 チームを構成する者

(活動)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- 一 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること。
- 二 大規模災害時におけるチーム員の派遣及び調整に関すること。
- 三 チーム員の登録及び研修・訓練に関すること。
- 四 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- 五 受援体制に関すること。
- 六 チーム員に関する周知・啓発に関すること。
- 七 その他災害時における福祉支援に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、千葉県健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は協議会の会務を総理する。
- 4 協議会に副会長を置き、千葉県社会福祉協議会常務理事をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(部会)

第6条 協議会の活動に関して専門的に検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課及び千葉県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月13日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

(別表)

構成団体

基本協定締結有無	団体名
有	千葉県社会福祉法人経営者協議会 一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 一般社団法人千葉県老人保健施設協会 一般社団法人ちば地域密着ケア協議会 特定非営利活動法人千葉市老人福祉施設協議会 千葉県身体障害者施設協議会 千葉県知的障害者福祉協会 特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会 一般社団法人千葉県社会福祉士会 一般社団法人千葉県介護福祉士会 特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会 一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県
無	千葉県児童福祉施設協議会 千葉県保育協議会 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 一般社団法人千葉市身体障害者連合会 千葉県市長会 千葉県町村会

注) 基本協定…「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定書」